

アプラスキャッシュレス・消費者還元規定

第1条（目的）

- (1)この「アプラスキャッシュレス・消費者還元規定」（以下「本規定」という）は、2019年度政府予算に組み込まれた「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本制度」という）において、2019年10月1日の消費税引き上げに伴い、需要標準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点を含め、消費税率引き上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者においてキャッシュレス決済手段を使った場合に、補助金によってポイント還元・割引を支援する仕組みを設けることに伴い、キャッシュレス決済事業者である株式会社アプラス（以下「当社」という）とそのクレジットカード加盟店およびコード等決済サービス加盟店（以下双方を単に「加盟店」という）の間における本制度の遵守事項を定めることを目的とします。
- (2)本規定の解釈、運用にあたっては、当社とクレジット加盟店が締結済みの加盟店契約書並びにこれに付随する覚書の各条項および当社とコード等決済サービス加盟店が締結済みのコード等決済サービス加盟店規約並びにこれに付随する覚書の各条項（以下双方を単に「原契約」という）のほか、本制度の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「本事務局」という）が定める「加盟店登録要領」（<https://cashless.go.jp/>）の定めによるものとします。なお、「加盟店登録要領」が本事務局によって変更された場合には、当社がこれによらない旨を加盟店に通知または公表（URL：<https://www.aplus.co.jp/>）する場合を除き、改定後の「加盟店登録要領」が適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規定における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合、原契約および「加盟店登録要領」の定めによるものとします。

- (1)「本制度」とは、第1条（目的）に記載の、「キャッシュレス・消費者還元事業」をいい、2019年10月1日の消費税増税後9ヶ月間、中小・小規模事業者においてキャッシュレス決済手段を使った場合に、補助金によってポイントを消費者に還元する施策、および原契約に基づき加盟店が負担する加盟店手数料の補助（以下「加盟店手数料補助」という）、並びに当社が加盟店に貸与する端末機導入の補助（以下「端末補助」という）をいいます。
- (2)「制度期間」とは2019年10月1日（以下「制度開始日」という）から2020年6月末日（以下「制度終了日」という）までをいいます。
- (3)「適用加盟店」とは、加盟店のうち、本制度の適用を受ける者をいいます。
- (4)「本制度対象除外条件」とは、「加盟店登録要領」の定める「4.3 登録の対象外となる中小・小規模事業者等」をいいます。
- (5)「中小・小規模事業者登録要件」とは、「加盟店登録要領」「4.1 公募の対象となる中小・小規模事業者について」、および「4.2 中小・小規模事業者の登録要件」に定める条件をいいます。
- (6)「取扱除外商品等」とは、「加盟店登録要領」の定める「4.4 消費者還元の対象外となる取引」をいいます。
- (7)「特別料率」とは、本規定に基づき適用加盟店に適用される当社が別途定める手数料率をいいます。
- (8)「規定料率」とは、本制度の適用前に加盟店に適用されていた当社が別途定める手数料率等をいいます。
- なお、第3条第5項の場合は、原契約に基づく契約完了通知において、当社が加盟店に通知する手数料率等をいいます。
- (9)「不当な取引」とは、「加盟店登録要領」（別紙）「加盟店の業務」に定める、以下の「不当な取引」をいいます。

- ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済をした結果として、自己または他者が本制度による消費者還元に基づく利益を得ること
- ② 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ③ 商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本制度による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ④ 本制度の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑤ 本制度の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑥ 本制度の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること

第3条(本制度の申請・承諾等)

1. 加盟店は、本制度の適用を希望する場合、本規定および本事務局が定め、当社が一部修正のうえ別途定める「宣誓事項」(以下「宣誓事項」という)を承認のうえ、当社所定の方法をもって届け出(端末補助の申請は任意とする)、当社および(当社を通じて)本事務局の承諾を得るものとします。なお、加盟店は、当社が、加盟店に対し、複数の加盟店番号が付与している場合は、その全ての加盟店番号につき申請したものとみなします。
2. 加盟店は、本制度の適用を申請するにあたり、以下の各号に定める事項(以下「表明保証事項」という)が真実かつ事実であることおよび次項各号に定める事項に該当しないこと(以下表明保証事項と総称し「表明保証事項等」という)を表明保証するものとします。なお、加盟店は、当社または事務局が要請した場合、表明保証事項等に関する資料等(株主名簿その他株主および出資持分を有する者に関する資料および直近3年間の納税証明書等を含み、以下「資料等」という)を当社に提出するものとし、または当社または事務局による調査に協力するものとします。また、加盟店は、表明保証事項等が事実と異なることが判明した場合、および、適用申請後に表明保証事項等が事実と異なることとなった場合、直ちに、当社所定の方法によって、当社に届け出るものとします。
 - (1) 本制度対象外条件に該当しないこと。
 - (2) 中小・小規模事業者登録要件に該当すること。
3. 当社は、以下の各号に定める事項に該当する場合には、本制度の適用を承諾しないものとします。なお、以下の各号に定める事項に該当しない場合であっても、当社が本制度の適用を承諾する義務を負担するものではありません。また、
 - (1) の場合、包括加盟契約に定める包括加盟店を通じて申請する場合、本制度の適用を受けることができる場合があります。
 - (1) 包括加盟契約における加盟店
 - (2) フランチャイズ本部に該当する事業者を通じて本制度の適用を受けるべきと当社が判断する加盟店
 - (3) その他、当社が本制度を適用することが不適切と判断した場合

- 4.当社は、第1項の申請を承諾した場合、加盟店の名称その他当社所定の事項(以下「本登録事項」という)を本事務局に登録申請します。当社は、本事務局より本制度の登録決定通知を受領した後、加盟店に対し、当社所定の方法によって、本制度の登録が完了したことを通知いたします。
- 5.新規加盟希望者は、原契約に基づく加盟申込と同時に本制度の適用の申請を行うことができるものとします。ただし、当社は、原契約に基づく加盟申込のみを承諾し、本制度の適用を拒否することもできるものとします。
- 6.当社は、第1項の申請を拒否する場合、および、本事務局より本制度の登録が拒否された場合、加盟店に対し、当社所定の方法によって、これを通知いたします。なお、この場合、当社は、拒否の理由を開示しないものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条(本制度)

当社は、加盟店が本制度の適用を受ける場合、以下の通り取り扱いいます。

(1)手数料率等

制度期間において、適用加盟店に適用される手数料率等は特別料率とします。ただし、当社が加盟店に別途通知する特別料率の適用開始日(以下「適用開始日」という)が制度開始日より遅く到来する場合は、特別料率は、適用開始日から制度期間終了日までの期間に属する売上債権にて適用します。また、制度期間が終了した場合または第7条に基づく本制度の適用が終了した場合、当社が加盟店に別途通知または公表(URL : [https:// www.aplus.co.jp/](https://www.aplus.co.jp/))した日以降の手数料率等は規定料率となります。

(2)手数料補助

当社は特別料率の3分の1に相当する補助金(以下「手数料補助金」という)を以下に定める方法のうち、当社が適用開始日までに別途通知する方法で交付するものとします。

- ①手数料率を特別料率の3分の2(除算は最後に行い、円未満の端数は切り捨てる)にする方法
- ②当社が特別料率の3分の1(除算は最後に行い、円未満の端数は切り捨てる)に相当する金額を支払う方法(支払期日および支払方法は当社が適用開始日までに適用加盟店に通知する)

(3)加盟店番号

本制度の適用を受けるのは、加盟店が本制度の適用を受けるために申請を行い、当社が登録を行った加盟店番号(以下「登録加盟店番号」という)による売上債権のみとなります。なお、本制度の対象となる登録加盟店番号は、当社が加盟店に付与した加盟店番号の全部または一部を指定したうえで、別途通知するものとします。加盟店は、登録加盟店番号が第3条第1項に基づき加盟店によって入力されたものであるか否かにかかわらず、当該登録加盟店番号による信用販売または通信販売(以下総称して「信用販売等」という)につき一切の責任を負担するものとします。

(4)適用対象ブランド

本制度の対象となるブランドは、別途公表するものとします。

(5)消費者還元

本規定に基づく消費者還元は、カード発行会社を含む、決済手段の提供者(以下「イシュア」という)によって行われます。加盟店は、加盟店の負担において、商品等を値引きすることはできませんが、当該値引きは本制度の適用対象外となり、国、本事務局、当社またはイシュアから補填されません。

(6) 端末補助

当社は、端末補助の申込みを行った適用加盟店のうち、当社所定の条件を満たした端末補助の受領が認められた者に対し、当社所定の機種において所定の台数の端末機を無償で貸与するものとします。なお、当該端末機の使用等に必要になる POS ケーブル、ルーター等、その他本事務局が補助対象と定めたもの以外は無償とはなりませんので、適用加盟店は、自己負担で設置するものとします。

第 5 条(適用加盟店の義務)

1. 適用加盟店は、関係諸法令および宣誓事項を遵守するものとし、適用期間において、法令違反または宣誓事項違反を指摘された場合、直ちに、当社に連絡するものとします。
2. 適用加盟店は、自己の責任において、本事務局の加盟店向けツール発送用 WEB ページより別途申請し、本制度に関するポスター等を取得のうえで、カード取扱店舗等に掲示するものとします。
3. 適用加盟店は、取扱除外商品等につき本制度の対象として信用販売等を行ってはならないものとします。
4. 適用加盟店は、以下の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - (1) 当社が本登録事項を本事務局に登録すること。
 - (2) 国または本事務局が本登録事項を公表することがあること(匿名の場合を含むがこれに限られない)。
 - (3) 当社に提出された資料等を当社が本事務局に提出すること。
5. 適用加盟店は、本制度に関する内容、需要平準化対策効果、キャッシュレス化の推進状況等につき、国、本事務局、当社による調査に協力するものとします。
6. 加盟店は、端末補助により貸与を受けた端末機を第三者に譲渡してはならないものとします。

第 6 条(キャンセル、不正登録および不当な取引防止)

1. 適用加盟店は、適用期間において、信用販売等を含むカード利用またはコード等決済サービスが取り消された場合、原契約に基づき信用販売等の取消しを実施しなければならないものとします。なお、適用加盟店は、原契約に基づく信用販売等の取消しをやむを得ず行うことができない場合などについて、現金で返還するときは、直ちに当社所定の方法で連絡し、当社の指示に従うものとします。
2. 適用加盟店は、架空の取引において信用販売等を行うことを含め、不当な取引を行ってはならないものとし、かつ会員による本制度の不当な取引を適切に防止し、会員による本制度の不当な取引を知らながら信用販売等を行ってはならないものとします。
3. 適用加盟店が以下の事項に該当する場合、当社は信用販売等(本制度の対象とならない決済サービスにかかる信用販売等を含む)を一時的に停止すること(決済サービスの一部のみの一時停止を含む)を請求することができ、この請求があった場合には、適用加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、信用販売等を行うことができないものとします。
 - (1) 適用加盟店が不当な取引を行い、もしくは適用加盟店の責めに帰すべき事由(第 3 条第 2 項に定める表明保証違反を含む)に起因または関連する不当な取引が発生し、またはそれらの疑いがあると当社または本事務局が判断した場合
 - (2) 本規定に違反し、またはその疑いがあると当社が判断した場合

4. 当社は、当社と適用加盟店との間の立替払契約または債権譲渡もしくは代理受領（以下「立替払契約等」という）の対象となった売上債権について、原契約に定める事由のほか、本条第3項各号に定める事由が発生した場合、適用加盟店が当社の承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約等を締結せず、取消し、もしくは解除できるものとします。この場合の立替払金または債権買取代金もしくは代理受領代金の保留及び返還については、原契約の定めによるものとします。

5. 当社は、適用加盟店に本条第3項各号に定める事由が発生した場合、当該適用加盟店に対し、手数料補助金を交付しないことができるものとし、または、当該適用加盟店は、当社の指示に従い、受領済みの手数料補助金を当社、本事務局または国に返還しなければならないものとします。

6. 適用加盟店は、①第3条第2項に定める表明保証違反もしくは加盟店による本制度の不正登録に起因または関連して、国、本事務局、当社に損害が発生した場合、②適用加盟店が不当な取引を行ったことによって、国、本事務局、当社に損害が発生した場合、③適用加盟店の責めに帰すべき事由(第3条第2項に定める表明保証違反を含む)に起因または関連する不当な取引が発生したことによって、国、本事務局、当社に損害が発生した場合、当該損害およびこれに対する10.95%を乗じた金額(年365日の日割計算。除算は最後に行い、円未満の端数はこれを四捨五入する)を賠償するものとします。なお、以下に定めるものは、国、本事務局、当社の損害(②および③の場合には(1)に限る)とみなします。

(1)本制度を適用した信用販売等に関し、適用加盟店が当社を通じて受領した手数料補助金、および、イシューが会員に還元する補助金

(2)端末補助の場合における端末機の価格全額

7. 当社が、不当な取引の疑いを検知した場合、および、本事務局から調査指示を受けた場合、本事務局および当社が定める調査方法に従い、以下の事項につき調査を行うことができ、適用加盟店は速やかに当社の調査に協力しなければならないものとします。

(1)不当な取引を行ったことまたは不当な取引に関与したことが疑われる適用加盟店について過去に当社その他のイシューが取得した情報その他の関連情報

(2)不当な取引を行ったことまたは不当な取引に関与したことが疑われる適用加盟店についての当社その他のイシューに対する過去の問い合わせ等の履歴

(3)その他本事務局、当社は、不当な取引の疑いを検知した場合、本事務局にその旨を報告することができるものとします。

8. 当社は、不当な取引の疑いを検知した場合、本事務局にその旨を報告することができるものとします。

第7条(本制度適用終了等)

1. 当社は、加盟店が以下の各号に該当する場合は、本制度の適用を終了し、原契約(本制度の対象とならない決済サービスの信用販売等に係る契約を含む)を解除すること(ただし(3)の場合は本制度の適用を終了することに限る)ができるものとします。なお、本制度の適用が終了する場合、同時に手数料補助も終了するものとします。

(1)原契約が終了したとき

(2)本規定の全部もしくは一部に違反し(第3条第2項に定める表明保証違反の場合および事後的に表明保守事項等が事実と異なることとなった場合を含む)、もしくはその疑いがあると当社が判断したとき、または、第5条第

1 項の指摘を受けたとき

(3)消費税の増税が中止または延期されることなどによって、本制度が実施されなくなったとき、または、適用期間の途中であっても本制度の実施が終了したとき

(4)加盟店が不正登録を行ったと当社または本事務局が判断したとき、または、加盟店が不正取引を行い、もしくは、適用加盟店の責めに帰すべき事由(第 3 条第 2 項に定める表明保証違反を含む)に起因または関連する不当な取引が発生し、またはその疑いがあると当社または本事務局が判断したとき

(5)その他、当社が本制度を適用できないと判断したとき

2.前項により本制度の適用が終了した場合、当社は、加盟店に対し、当社所定の方法によって、その旨を通知いたします。

3.本制度の適用が終了した場合、本制度の適用終了後に属する売上債権の取扱いから、規定料率が適用されるものとします。

4.本条第 1 項に基づき原契約が解除された場合、原契約に基づき原契約が解除されたものとみなしたうえで、原契約の他の規定を準用するものとします。

第 8 条(情報の収集および利用)

1.加盟店およびその代表者(以下「加盟店等」という)は、当社が本登録事項(加盟店名、(個人事業主の場合は事業主名)、住所、代表者名、代表者の生年月日、設立年月日および振込先口座情報を含む)および不当な取引情報(不当な取引が行われた事実、当該店舗の電話番号および住所を含み、以下本登録事項と総称して「本登録事項等」という)のうち個人情報を、必要な保護措置をとったうえで、本制度の実施(審査を含む)、不当な取引を行った者の特定、不当な取引に対する損害賠償請求、および、不当な取引の防止策等のために取り扱う意ことに同意します。

2.加盟店等は、本登録事項等のうち個人情報を、本事務局、カード会社、国、および、本制度に参加する決済事業者(以下「共同利用者」という)が本制度の実施、不当な取引を行った者の特定、不当な取引に対する損害賠償請求、および、不当な取引の防止等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用にかかる本登録制度等の管理の責任を有する者は本事務局となります(共同利用者は次の URL に記載のとおりとする。URL : <https://cashless.go.jp/>)

3.加盟店等は、本登録事項等のうち個人情報に該当しない情報(加盟店の振込先口座情報を含む)についても、当社、前項の共同利用者が、第 2 項に定める目的その他各社の業務のために、必要な保護措置をとったうえで、取り扱うことに同意します。

第 9 条(免責)

1.当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、本制度の適用に起因または関連して生じた加盟店の損害について、一切の責任を負わないものとします。

2.前項の定めにかかわらず、当社が本制度の適用等に起因または関連して加盟店に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は当社の行為により加盟店に通常生ずべき損害(ただし、逸失利益を除く)に限られ、加盟店は、特別な事情によって加盟店に生じた損害の賠償を請求することができないものとします。

第 10 条(本規定の変更)

- 1.当社は、加盟店への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合当社は当該変更について、すみやかに、Eメール、インターネットサイト等の方法により、加盟店に通知または公表します。
- 2.当社が本規定の変更内容を通知または公表した後において、加盟店が信用販売等を行った場合、加盟店は新しい規定を承諾したものとみなすものとします。

第 11 条(雑則)

本規定に定めのない事項については、原契約の各条項が適用されるものとします。

以上

2019年7月18日制定